

成蹊大学外国留学規則

制 定 平成元年7月19日
大 学 評 議 会
最新改正 2015年6月3日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第31条第3項の規定に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）の学生の外国留学に関し必要な事項を定める。

(外国留学の定義)

第2条 この規則において「外国留学」（以下「留学」という。）とは、本学の許可を得て次条に規定する外国の大学における授業を、本邦外において受けることをいう。

2 この規則において「協定留学」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 本学と協定を締結した外国の大学への留学

(2) 本学と協定を締結した機関を窓口として行う外国の大学への留学

3 この規則において「認定留学」とは、前項以外の留学をいう。

(外国の大学の定義)

第3条 この規則において「外国の大学」とは、学士号又は学位の授与権を有する外国の大学又はこれに相当する高等教育機関をいう。

(出願資格)

第4条 留学を希望する学生は、本学に1年以上在学し、かつ、所属の学部教授会の定める留学許可に必要な単位数を修得していなければならない。

(出願手続)

第5条 留学を希望する学生は、協定留学にあつては指定された期日までに、認定留学にあつては原則として出国の2カ月前までに、所定の書類を所属学部の学部長に提出しなければならない。

(留学の許可)

第6条 留学の許可は、教授会の承認を経て、学長が行う。

(留学期間等)

第7条 留学期間及び留学期間のうち修業年限に算入することのできる期間は、学則第31条第1項の定めるところによる。

(長期の協定留学の制限)

第7条の2 留学期間が1年間の協定留学（第2条第2項第2号に規定する留学を除く。）は、学部在学中1人あたり1回とする。

(留学期間の延長)

第8条 留学期間の延長を希望する学生は、原則として留学期間終了の2カ月前までに、留学期間延長願を所属学部の学部長に提出しなければならない。

2 留学期間延長の許可は、教授会の承認を経て、学長が行う。

(留学期間の短縮)

第8条の2 やむを得ない事情により留学期間を短縮して終了する場合は、留学短縮届を所属学部の学部長に提出しなければならない。

2 留学期間短縮の許可は、教授会の承認を経て、学長が行う。

(学修計画等の変更)

第8条の3 認定留学者が認定留学期間中に、留学先における学修計画の変更、留学先の変更、別の大学からの受入許可に伴う留学先の追加等、学修計画等を変更しようとするときは、速やかに次の各号に掲げる書類を所属学部の学部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 当該大学からの受入許可書

(2) 学修計画等の変更後の学修計画書

(3) その他学部長が必要と認める書類

2 前項の学修計画等の変更に伴い、留学期間を延長する必要がある場合は、第8条に掲げる留学延長

の手続を行わなければならない。

(留学終了手続)

第9条 留学を終了した学生は、帰国の日から1カ月以内に、次の書類を所属学部の学部長に提出しなければならない。ただし、修得単位の認定を希望しない場合には、第2号から第4号までの書類の提出を要しない。

(1) 留学終了届(帰国したときは、パスポートの写しを添付すること。)

(2) 単位認定願

(3) 外国の大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの

(4) 外国の大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類

(5) その他学部長が必要と認める書類

(修得単位の認定)

第10条 教授会は、学生が留学期間中に修得した授業科目の単位のうち適当と認めたものについて、学則第37条の2第2項の定めるところにより、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。

(継続履修手続等の取扱い)

第11条 留学前に履修中の授業科目については、留学終了後、各学部規則の定めるところにより、帰国年度の継続履修を許可することができる。

2 前項に定める継続履修を希望する学生は、授業科目の継続履修願を、留学が許可された後、出国前に所属学部の学部長に提出しておかななければならない。

3 後期開講科目の新規履修その他履修に関し必要な事項は、各学部規則の定めるところによる。

(留学許可の取消し)

第12条 学長は、留学中の学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、教授会の承認を経て、留学の許可を取り消す。

(1) 修学の成果があがらないと認められるとき。

(2) 学生としての本分に反したとき。

(留学中の納付金)

第13条 留学中の学生の納付金については、成蹊大学納付金に関する規則の定めるところによる。

(奨学金)

第14条 留学を許可された学生に対しては、奨学金を給付することができる。

2 前項の奨学金に関する規則は、別に定める。

(短期間の留学)

第15条 学則第31条第2項の規定に基づく短期間の留学については、別に定める。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)